

奈良県告示第百二十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十七年七月二十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
降矢 芳子	社会医療法人平成記念病院	橿原市四条町八二七	神経内科（肢体不自由）	平成二十七年三月三十一日
阪本 達哉	阪本整形外科医院	大和高田市神楽二丁目一三番八号	整形外科（肢体不自由）	平成二十七年六月二十六日
朴木 寛弥	医療法人郁慈会服部記念病院	北葛城郡上牧町大字上牧四二四四	整形外科（肢体不自由）	平成二十七年六月三十日